

米軍機の安全管理と事故の再発防止及び米軍人・軍属等に対する綱紀肅正の徹底を求める意見書

去る1月15日、渡名喜村出砂島射爆撃場周辺を訓練飛行中の普天間基地所属のA H 1 Wヘリコプターから、ミサイル発射装置など、総重量約200キログラムの装備品が海上に落下するという事故が発生した。

昨年から米軍機からの部品落下事故が相次いでおり、昨年は9回、ことしに入ってからも本件に続いて1月23日に嘉手納基地所属のH H 60ヘリコプターから通信コードの先端部分が、2月4日に同基地所属のF 15戦闘機から垂直安定板の先端部分が、そして同月12日に同基地所属のE P 3電子偵察機から金属パネルが落下するという事故が発生している。

これらの事故での被害は確認されていないものの、このような事故は、一歩間違えば人命、財産にかかる重大な事故につながりかねず、広大な米軍基地が所在し、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、あってはならないことである。

また、昨年12月9日、在日米軍は、在沖米四軍の構成員に適用していた外出・基地外飲酒を制限する勤務時間外行動の指針(リバティー制度)の見直しを行い、基地外での飲酒制限を緩和した。米軍人等による飲酒絡みの事件・事故が頻発している中での制限緩和に対しては、本県議会を初め関係機関が強い懸念を表明していたところであるが、そのような中、米軍人等による飲酒絡みの事件・事故は相次いでおり、ことしに入ってからも1月1日の沖縄市での住居侵入、同月19日の名護市での住居侵入、同月25日の北谷町での飲酒検知拒否、同月30日のうるま市での酒気帯び運転、そして2月7日の宜野湾市での酒気帯び運転により、米軍人等が逮捕されるという状況で、これまでの逮捕者の中には大尉という部下を指導すべき階級の者も含まれている。

本県議会は、これまで米軍機からの部品等の落下事故、米軍人等による事件・事故が発生するたびに再発防止、綱紀肅正及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に強く申し入れてきたところである。それにもかかわらず、このような事件・事故が相次いで発生したことはまことに遺憾であり、米軍の再発防止に対する取り組み、演習・訓練における安全管理のあり方、軍人への教育のあり方に強い疑問を抱かざるを得ず、到底容認できるものではない。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事件・事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 航空機の整備・保守点検体制を徹底的に見直して、航空機の安全管理と事故の再発防止に努めること。
- 3 被害者及び家族への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 4 米軍人・軍属等の綱紀肅正と実効性のある規制・指導を行うよう求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年2月25日

沖縄県議会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て